

資料②

鳴門市における新しい総合事業の通所型サービスの概要

基準	現行の通所介護相当			多様なサービス		一般介護予防事業	
	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤いきいき介護予防支援事業	⑥いきいきサロン事業	
サービス内容	介護予防通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練等	運動・レクリエーションや閉じこもり予防等、心身機能の維持・向上のためのプログラムの実施	当初は未実施 地域介護予防活動支援事業により高齢者サロン活動を展開	理学療法士、作業療法士等による生活機能の向上のための機能訓練・運動・レクリエーション等	運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防、うつ・閉じこもり予防等を複合的に併せたプログラムを実施	介護予防に資する住民運営の通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり	
対象者・サービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用継続が必要 ・要支援認定の方、主治医意見書で認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の場合及び長谷川式簡易知能評価スケール20点以下(中等度)の場合 ・基本チェックリスト運動機能5項目全て該当の場合もしくは、運動機能3項目以上該当かつ入浴の直接介助が必要な場合 ・精神疾患等により不安定な状態にあり、随時関わりが必要な場合 ※状態の改善・意欲の向上等みられた場合は、一定に留まらず、多様なサービスの利用を促進	○現行相当のサービス対象者以外であり、介護保険事業所によるサービスが必要な場合 (例) ・入浴・送迎・活動時の見守りや、食事の確保が必要な者など ※状態等を踏まえながら、通所型サービスBや一般介護予防事業に移行していくことが重要		○体力の改善に向けた支援が必要なケース ○ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース (例) ・骨、関節疾患、肺炎等一時的な体調の悪化により、廃用化が進行し、ADL IADLが著しく低下している者 ・認知症(中等度以下)があり、他の通所サービスでは対応が難しく、個別ケアを受けながら脳の活性化を図り、認知症の進行を緩やかにできると見込まれる者等 ※3~6ヶ月の短期間で行う	○主に日常生活に支障のない者であって、プログラムの実施により介護予防が見込まれるケース ※身体・精神的に支障が見られない状態のうちから、介護予防の取組に対する関心や習慣を持ってもらい、居住する地域での活動につなげる	○主に日常生活に支障のない者であって、通いの場に行くことにより介護予防が見込まれるケース ※居住する地域の中で通いの場を創出することで、地域で支え合う仕組みづくりへつなげる	
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託		直接実施/委託	委託	補助	
サービス提供者(例)	介護予防通所介護事業所の従事者(介護従事者)	介護予防通所介護事業所の従事者及び介護部門新規参入事業者(NPO・ボランティア等)	ボランティア主体	保健・医療の専門職・職能団体(市の直接実施可能)【2次予防から移行、事業所委託分は停止】	介護予防通所介護事業所の従事者、プログラムの実施等にノウハウを持つ者等	地域住民主体(地域住民から依頼を受けた事業者による実施も検討)	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	個人情報の保護等の最低限の基準		
介護報酬・単価	予防給付と同様、国保連経由で審査支払1回4,117円~4,221円(要支援1は週1回、2は週2回)入浴付	現行相当サービスの9割			1,900円/人(送迎を実施する場合には700円を加算)、月2回(介護予防ケアマネジメント実施者は回数増も検討)	実施回数により設定(人数に関係なく)月1回:1,500円、月2回:3,000円、月3回:4,000円、月4回以上:5,000円	
利用者負担	1割。一定以上の所得がある人は2割	1割。一定以上の所得がある人は2割		利用者負担なし	利用者負担なし	事業実施者の設定による	
限度額管理	限度額管理の対象。国保連で管理	限度額管理対象/委託時は直営管理		実施しない(必要性に乏しい為)	なし	なし	
管理者	・常勤1名 ・専従。ただし支障のない場合、兼務可	・1名(非常勤も可) ・兼務可			介護職員等(実施に必要な人員を確保)	実施に必要な人員を確保(いきいきボランティアポイント事業の活用を検討)	
生活相談員	専従1人以上(時間換算)	1人以上(兼務可)					
(准)看護師	専従1人以上(時間換算)	不要(体調急変時には、(准)看護師と連携が取れていること)					
従事者(介護職員)数	利用者数15人までは専従1人以上、利用者数16人以上は上記に加え利用者1人につき専従0.2以上	緩和型のみ実施の場合、利用者数15人までは専従1人以上、利用者数16人以上は上記に加え利用者1人につき専従0.1以上。現行のサービスと一体的にする場合は、利用者1人につき専従0.1以上。					
設備	食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)、静養室・相談室・事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他必要な設備及び備品	サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)、必要な設備・備品		個々の委託契約により定める	実施に必要な場所、設備・備品		
個別サービス計画	必要	必要に応じて作成			不要		
サービスの提供拒否		禁止			規定無		
資格・認定の有無等の確認	被保険者資格、事業対象者・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間の確認				被保険者資格の確認		
心身状況等の把握	サービス担当者会議等を通じた心身状況等の把握が必要				必要	不要	
利用料等の受領		必要			実施内容・設定による		
利用者に関する市への通知	要支援状態の程度を増進又は要介護状態になったとき、不正行為により保険給付を受けようとするとき				要支援状態又は要介護状態になったとき		
その他の順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、苦情処理、市町村が実施する事業への協力、事故発生時の対応、休廃止届、便宜提供、会計の区分、記録の整備				従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、市町村が実施する事業への協力、事故発生時の対応、休廃止届、便宜提供、記録の整備(一般介護予防事業としての)		
安全配慮		保険加入の義務			保険加入の義務		
利用者のモニタリング	1か月1回	3か月1回			不要		

※ 現行相当サービスの運営基準については、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」を準用するものとする。

※ 緩和型サービスの基準は現行相当サービスと一体的にしない場合のもの。一体的に行う場合は管理者、相談員、看護師、介護職は一体的にしている現行の通所介護相当サービスで可。

※ 機能訓練指導員は緩和型サービスのみ実施する場合でも必要。